

富山市災害ボランティア 活動指針



目次	I 基本的な考え方
	II 市災害ボラ本部の取り組み
	III ボランティア支援・連携体制
	IV 災害ボランティア活動の種類と内容
	V 災害に備えた平常時からの取り組み

平成20年3月

富山市災害ボランティアネットワーク会議

I 基本的な考え方

1. 目的

大規模な災害がおこったときに、被災者の膨大なニーズに応えるためには、行政のみでは十分な対応が困難であり、柔軟に対応できるボランティアとの連携が必要不可欠です。

被災地では、「災害ボランティア本部(センター)」が設置され、ボランティアと被災者の間をコーディネートしますが、ボランティアの円滑な受け入れや効果的な活動を展開するためには、平常時から、行政とボランティア関係機関・団体が相互に連携・協力し、ネットワークを組み、災害時のボランティア活動支援体制を構築しておく必要があります。

このことから、富山市災害ボランティアネットワーク会議は、富山市内での大規模災害に備え、「富山市災害ボランティア本部」の設置・運営を中心とする「富山市災害ボランティア活動指針」を定めることとします。

2. 活動指針の構成、作成主体

- (1) 活動指針の構成は「基本的な考え方」、「富山市災害ボランティア本部の設置」「ボランティア支援・連携体制」、「災害ボランティア活動の種類と内容」、「災害に備えた平常時からの取り組み」とします。
- (2) この活動指針では、以下の用語を統一して使用します。
 - ① 「富山市災害ボランティア活動指針」を以下「活動指針」という。
 - ② 「富山市」を以下「市」という。
 - ③ 「富山県」を以下「県」という。
 - ④ 「富山市災害ボランティアネットワーク会議」を以下「市災害ボラネット会議」という。
 - ⑤ 「富山市災害ボランティア本部」を以下「市災害ボラ本部」という。
 - ⑥ 「富山市社会福祉協議会」を以下「市社協」という。
 - ⑦ 「富山県社会福祉協議会」を以下「県社協」という。
 - ⑧ 「富山市災害対策本部」を以下「市災害対策本部」という。
- (3) この活動指針は、平成15年3月に策定した「富山市災害ボランティア活動指針」の改訂版として市災害ボラネット会議で作成しました。

市災害ボラネット会議

富山市災害ボランティアネットワーク会議設置要綱

設置

第1条 平常時から、災害時におけるボランティア活動にかかる諸問題の検討並びに相互の連携を強化し、円滑なボランティア活動が行える環境の整備を図るとともに、大規模な災害時には、「富山市災害ボランティア本部」の設置及び運営に資することを目的とし、「富山市災害ボランティアネットワーク会議」(以下「会議」という。)を設置する。

所掌事項

第2条 会議は次の事項を所掌する。

- (1) 富山市災害ボランティア本部の設置・運営に関する事項
- (2) 災害ボランティア活動の役割、内容に関する事項
- (3) 災害ボランティアコーディネートに関する事項
- (4) 災害ボランティア関係団体との情報連絡に関する事項
- (5) 災害ボランティア活動の支援に関する事項
- (6) 災害ボランティア活動に係る研修・訓練に関する事項
- (7) その他災害ボランティア活動推進に関する事項

組織等

第3条 会議は、この会議の趣旨に賛同し、参画する市内の防災関係機関・団体・個人からなる会員で組織する。

- 2 会議に会長を置く。
- 3 会長は、会員の互選により定める。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 会長は、会議を主宰する。
- 6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

会議

第4条 会議は、必要に応じ会長が召集し、その進行にあたる。

ただし、大規模な災害等で緊急に会議の開催が必要な場合は、富山市市民生活部長が会議の開催を要請することができる。

事務局

第5条 会議の運営に関する事務は、富山市市民生活部が行う。

その他

第6条 この要綱に定めることのほか、会議の運営に関し必要な事項は、必要の都度会議に諮って定める。

付則/この要綱は、平成15年7月22日から施行する。

災害ボランティアネットワーク会議 参加団体一覧

No.	団体名
1	NGO・NPOネットワークとやま
2	社団法人ガールスカウト日本連盟富山県支部
3	生活協同組合 CO・OPとやま
4	特定非営利活動法人全国災害救助犬協会
5	日本赤十字社富山県支部
6	日本ボーイスカウト富山地区協議会
7	富山県ホームヘルパー協議会
8	特定非営利活動法人富山県民ボランティア総合支援センター
9	富山市自治振興連絡協議会
10	社会福祉法人 富山市社会福祉協議会
11	富山シティエフエム株式会社
12	富山市民国際交流協会
13	富山市民生委員児童委員協議会
14	富山市役所ハムクラブ
15	富山商工会議所
16	富山市女性団体等連絡協議会
17	社団法人 富山青年会議所
18	財団法人 富山YMCA
19	阪神淡路ボランティアオブとやま(HAVOT)
20	ヤングネットワーク富山

3. 留意点

- (1) この活動指針は、災害時におけるボランティア活動に関する共通・基本的事項を示したものであり、運用にあたっては災害の種類(地震、風水害、雪害等)や規模等状況に応じて柔軟に対応する必要があります。
- (2) 「Ⅱ 市災害ボラ本部の設置」は、あくまでも標準的なものであり、実際の災害では、地域の実情に即した市災害ボラ本部の運営やボランティア活動が行われる必要があります。
- (3) この活動指針は、ボランティアとの連携が効果的に行われるよう、随時見直す必要があります。

Ⅱ 市災害ボラ本部の設置

1. 機能的な市災害ボラ本部の必要性

災害が発生すると、被災者の膨大で多様なニーズに応えるために、市災害ボラ本部、市、そして、市社協は、それぞれ単独に動くのではなく、地域の防災関係団体やNPO等とも連携し、各々の長所を活かしつつ協力し合うことが必要です。県内外からは、被災地の救援を目的とした多くの災害救援ボランティアが駆けつけますが、個人(団体)によって、性別・年齢・技術・活動可能期間等、それぞれ異なりますので、ボランティア活動が有効・円滑に行われ、被災者のことを思う心の通った市災害ボラ本部にする必要があります。

2. 設置と運営

- (1) 市内で災害が発生し、「市災害対策本部」が設置された場合、市は速やかに市社協及び市災害ボラネット会議とで「市災害ボラ本部」の設置について協議し、連携して立ち上げます。

【協議関係者】

- 富山市(男女参画・ボランティア課)
- 富山市社会福祉協議会
- 富山市災害ボランティアネットワーク会議(会長、副会長)

※協議場所は、原則として市男女参画・ボランティア課とする。

- (2) 市災害ボラ本部は立ち上げ協議関係者(市・市社協・市災害ボラネット会議)による運営方針の決定に基づき、市災害ボラネット会議が運営します。

富山市防災計画抜粋

富山市災害対策本部設置基準

市長は次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、水防本部等の対策本部は、災害対策本部に包括される。また、災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

組 織	設 置 基 準
災害対策本部	(1) 暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発令され、かつ、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。 (2) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき。

富山市災害ボランティア本部

市災害対策本部が設置された場合は、市、市社会福祉協議会及び富山市災害ボランティアネットワーク会議は協議し、速やかに「富山市災害ボランティア本部」を設置するものとする。

富山市災害ボランティア本部設置後は、速やかに報道機関等を通じてボランティアの受け入れ窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(3) 市災害ボラ本部の設置決定後の、立ち上げ手順

- ① 本部設置時の決定事項については、構成する各団体を通じ、それぞれに周知します。
- ② 連絡を受けた各団体の関係者は、自分と家族、近隣の安全を確保できた人から、できるだけ早く市災害ボラ本部設置予定場所に集まり、立ち上げの協議をするとともに役割を決定します。
- ③ 市災害ボラ本部を設置する施設の安全確認、基本資機材、電話番号、体制等の確認をします。
- ④ 組織の役割分担、活動予定期間、人員等について確認します。
- ⑤ 情報発信の準備をします。
- ⑥ 市災害ボラ本部の設置を広報します。

(4) 設置場所について

- ① 市災害ボラ本部の設置にあたっては、右記の「設置場所を決める際の要件」に基づいた場所とします。(具体的には、市庁舎、市総合社会福祉センターなど)
- ② 被災地の状況に応じて、ボランティア活動の拠点となる「現地事務所(現地ボランティアセンター)」を設置するものとします。
- ③ 現地事務所は、被災地あるいは被災地に近い場所で適当な施設を確保し、設置します。
- ④ 市災害ボラ本部または現地事務所は、公的施設を中心に確保しますが、被災のため不可能な場合は、安全を確保した上で仮施設等を設営します。

(5) 情報の一元化

災害が発生すると情報不足となり、時として誤った情報、デマなどが流れ、被災地は、混乱する場合があります。そのような状況の中で、被災者を救援する側の市災害対策本部と市災害ボラ本部とが、それぞれ異なる情報をマスコミ等に流すと、被災者やボランティアは、ますます混乱に陥ります。市災害ボラ本部は、市災害対策本部との情報を一元化することに努め、マスコミ等に情報を発表する場合は、市災害対策本部と連絡・調整のうえ行うものとします。



設置場所を決める際の要件

- ア. 被災地内か被災地に近いかどうか(被災地での活動を円滑にするため)
- イ. 公共交通機関から近いかなど交通至便な場所かどうか、広い駐車場があるかどうか(参加するボランティアのアクセスの便宜を図るため)
- ウ. 1日に千人規模のボランティアに対応できるスペースがあるかどうか
- エ. ライフラインの確保がしやすい場所かどうか
 - 上下水道(トイレ)、電気等の利用可能な場所
- オ. 事務用品や資機材の確保ができるかどうか
- カ. 資機材の保管スペースがあるかどうか
- キ. 動線を確保できる空間があるかどうか
- ク. 情報共有や意見交換が容易に行えるかどうか
 - 庁舎内や敷地内
 - 庁舎周辺の公共施設
 - 庁舎周辺の企業施設等
- ケ. 長期間、利用可能な場所かどうか
- コ. 現地事務所を設けるかどうか

※現地の状況に応じて、屋外にテントやコンテナハウス、プレハブを建設し、対応しなければならない場合もあります。

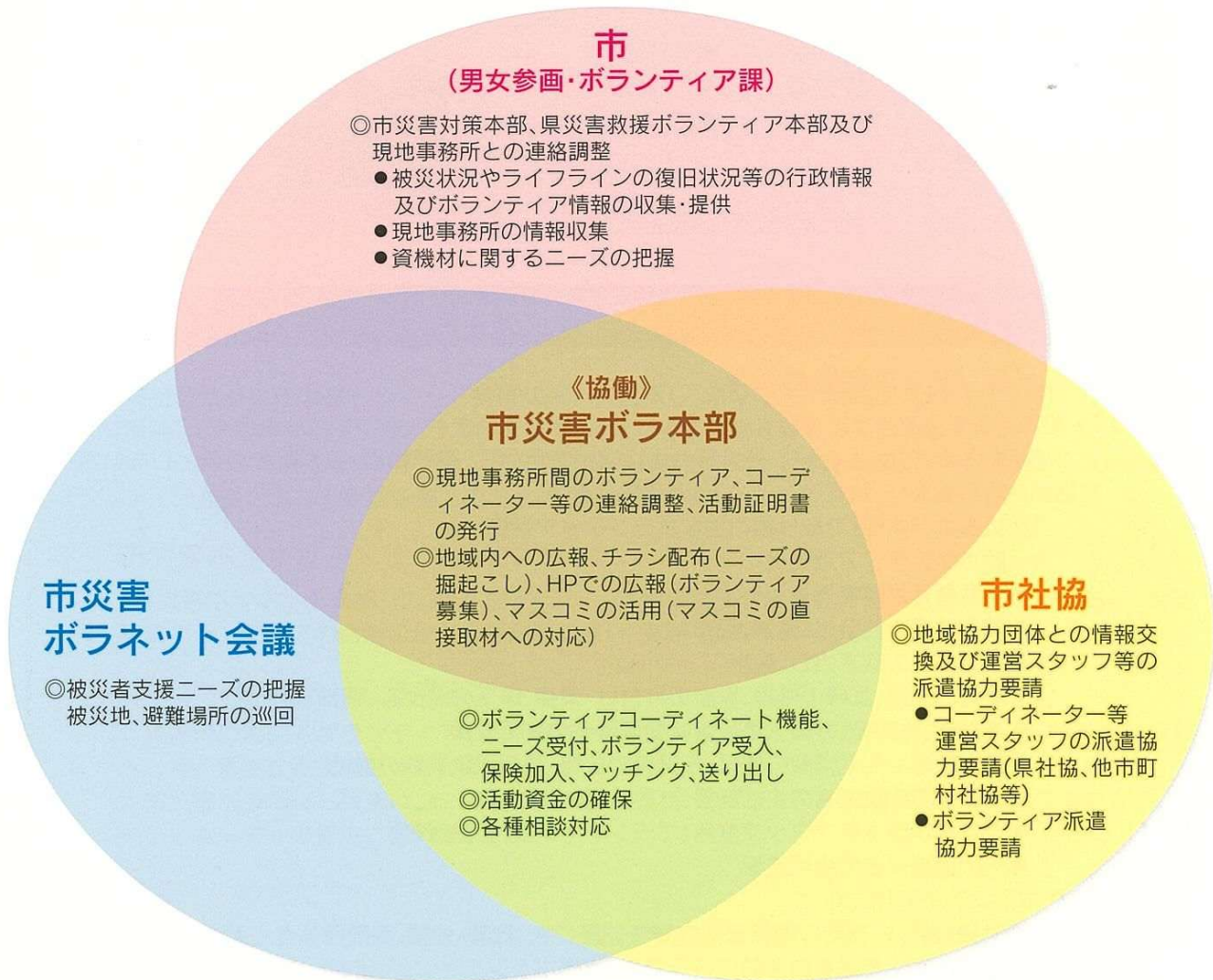
市の役割

- ① 総務・管理・連絡調整
 - 本部の設置、管理(市施設の場合)
 - 市災害対策本部等との連絡・調整
- ② 情報・資材に関すること
 - 被災状況の把握
 - 資機材確保
 - 駐車場の確保
 - 行政・全国ネットワーク渉外
- ③ 広報・庶務に関すること
 - マスコミへの協力要請
 - (発信にあたっては、市災害対策本部を通して行う)

3. 市災害ボラ本部の主な業務・役割

市災害ボラ本部の主な業務と主な役割は下図のとおりです。

市災害ボラ本部の主な業務(かかわり方)



市災害ボラ本部の主な役割

市社協の役割

- ①関係機関との連絡調整
 - 県災害救援ボランティア本部との連絡調整
 - 他の市町村社協へのボランティア派遣要請
- ②ボランティアの管理に関すること
 - ボランティアの健康管理
 - 運営スタッフの運営管理
 - スキルのあるボランティアの対応
- ③相談・管理に関すること
 - 要援護者のサポートとニーズの把握(子ども・高齢者・障害者・在日外国人等)
 - 本部の管理(市社協管理下の施設の場合)
 - 事故対応支援(災ボラ保険)

市災害ボラネット会議の役割

- ①ボランティア本部の運営
 - ボランティアの活動支援
 - ボランティアのニーズ把握
- ②運営スタッフの確保
 - ボランティアコーディネーターの連携、確保
- ③市内・外のNGO・NPOとの連携

Ⅲ ボランティア支援・連携体制

市内で災害が発生し、市災害ボラ本部を設置・運営するためには、次の防災関係機関、団体との連携を図り、被災者のニーズを的確に把握し、対応する必要があります。

(連携が必要な主な関係機関、団体)

- 市災害対策本部
- 県災害救援ボランティア本部
- 市災害ボラネット会議
- 自主防災組織
- 消防団
- 町内会
- その他



Ⅳ 災害ボランティア活動の種類と内容

1. 災害ボランティア活動の種類

(1) 「一般ボランティア」について

この活動指針では、主として被災者の生活支援を目的に、専門知識・技術等を必要としない自主的な活動を行う者を「一般ボランティア」と定義します。

【市災害ボラ本部】で取り組む主なボランティア活動

(一般ボランティア活動例)

- 避難所管理運営補助
- 救援物資の仕分け、運搬、配布
- 被災者への炊き出し、給水
- 家財の搬出、瓦礫の処理、家屋の片付け・清掃、床下の泥出し、清掃、雪かき
- 高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者の生活支援
- 安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務の補助
- 避難所での被災者の生活支援
- 市災害ボラ本部スタッフ業務(ボランティア受付、輸送等)
- その他被災者の生活支援

(2) 「専門ボランティア」について

この活動指針では、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣され、専門知識・技術等を必要とする作業を自主的に行う者を「専門ボランティア」と定義します。

【市災害対策本部】で取り組む主なボランティア活動

(専門ボランティア活動例)

- 医療、介護
- 手話通訳、要約筆記
- 外国語通訳
- 砂防
- 建築物応急危険度判定
- 消防
- 通信
- その他特殊な技術を要する作業



2. 専門ボランティアとの連携について

市災害ボラ本部は、主に一般ボランティアに対する支援を行います。

ただし、被災者のニーズによっては専門ボランティアの協力が必要となる場合も考えられるので、その際は市災害対策本部と連携し対応します。

また、一般ボランティアであっても、場合によっては専門知識や技術を持つ一般ボランティア(バイク、マッサージ、理美容、こころのケア等)については市災害対策本部と連携しての対応が必要です。

3. 災害時に必要な活動内容等

区分	状況	ボランティアの活動内容等
生命救出期 (発災直後)	突然の災害に、人々は自分の家族の安否確認と安全確保に精一杯となります。	被災者の人命救助や負傷者の手当が、最優先となります。 行政が被災者の避難状況の把握、安否確認等を行います。 ボランティアの活動としては、行政の行う避難所の開設支援等が考えられます。 市災害対策本部と連携し、市災害ボラ本部を立ち上げる準備を進めます。
生活支援期	本部の組織的支援が整った段階にあり、避難所や在宅の被災者のニーズに応じた機動的な活動が求められます。	本部では 市災害ボラ本部を立ち上げます。 ニーズ掘起こし、ボランティア募集広告・受付、ニーズ対応、マッチング、オリエンテーション、 救援物資の仕分け等の業務を行います。 避難所では 水汲み、炊き出し、救援物資の配布、災害時要援護者の支援等(共通)の業務を行います。 在宅では 災害時要援護者の生活支援(共通)、家屋内の片付け(震災)、泥出し(水害)、除雪(雪害)等の業務を行います。
生活復興期	被災者の生活の再建が始まります。	市災害ボラ本部の活動を市社協の通常業務に引き継いでいきます。

V 災害に備えた平常時からの取り組み

市及び市社協並びに市災害ボラネット会議は互いに連携し、地域の防災関係団体の協力を得ながらネットワークを構築し、平常時から市災害ボラ本部を設置・運営できる体制を整備しておく必要があります。

また、ネットワークを通して、災害ボランティア訓練や研修会を行い、地域の防災意識の啓発に努め、災害時にボランティアを受け入れる環境を整えておくことが大切です。

1. 市災害ボラネット会議の運営について

「市災害ボラネット会議」は、行政、ボランティア関係団体等の相互の連携を強化するとともに、災害時にボランティアの活動にかかる諸問題の検討・実践・訓練等を行います。

2. コーディネーターの養成について

災害時においてボランティアコーディネーターは、ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へと導く重要な役割を担っています。

市災害ボラネット会議は、市・県及び市社協と連携し、ボランティア関係団体の協力を得ながら、コーディネーターの養成に努めます。

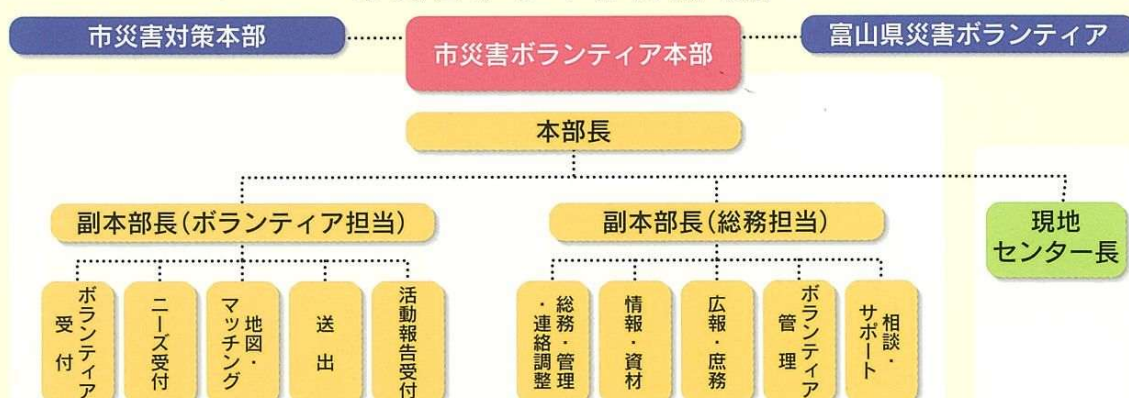
3. 訓練への参加について

市災害ボラネット会議は、市・県及び市社協と連携し、災害ボランティア講習の開催や富山市総合防災訓練に参加します。

4. 市民への意識啓発について

市災害ボラネット会議は、市・県及び市社協と連携し、ボランティア関係団体の協力を得ながら、災害ボランティア活動に対する市民の意識啓発に努めます。

市災害ボラ本部組織(例)



災害時イメージ図

